

随意契約結果

物品等又は役務の名称及び数量	高知港湾・空港整備事務所庁舎等機械警備
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 森田 真治 高知県高知市種崎874番地
契約を締結した日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	ALSOK株式会社 高知支社 高知県高知市駅前町5番5号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,156,206-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,156,206-
落札率	100.00%
随意契約によることとした理由	<p>本業務は機械警備により高知港湾・空港整備事務所の種崎事務所、須崎港出張所、港湾業務艇「とさかぜII」を保安警備するものである。</p> <p>令和7年度末に種崎事務所の新築、移転を予定していたため、4年国債の令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間でALSOK株式会社 高知支社と庁舎等機械警備契約を行っていたが、新事務所の完成時期が予定していた令和7年度末から令和8年12月21日に変更になった。</p> <p>新事務所完成後は新事務所、須崎港出張所、港湾業務艇「とさかぜII」を対象に5年国債で機械警備を契約する予定のため、新事務所完成までの期間について種崎事務所、須崎港出張所、港湾業務艇「とさかぜII」を対象とする機械警備契約が必要となるが、この期間について新たに種崎事務所、須崎港出張所、港湾業務艇「とさかぜII」の機械警備契約を行う事となった場合、令和7年度までの国債契約で設置していた機械警備機器撤去費用、新規に設置する機械警備機器の設置及び撤去費用が生じる。</p> <p>一方、令和7年度までの国債契約で設置していた機械警備機器については特段の不具合等も生じておらず十分使用可能であり、この機械警備機器を引き続き使用することにより上記の機械警備機器撤去及び設置に関する費用は不要となり、経済的に有利である。</p> <p>以上により、ALSOK株式会社 高知支社と会計法第29条の3第4項の規定に基づく随意契約を締結するものである。</p>
備考	